

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に伴う対応について」

令和3年5月11日

公益財団法人安全衛生技術試験協会では、新型インフルエンザ等感染症等特別対策措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が、令和3年5月31日までの期間延長されたこと等を踏まえ、安全衛生技術センター(全てのセンター)で実施する免許試験について、新型コロナウイルス感染症予防を理由に事前に受験する安全衛生技術センターに欠席の連絡があった場合は、受験日の変更又は受験料の返還の措置を令和3年5月31日までの期間延長します。

なお、この度延長された令和3年5月31日の期限を待たずに緊急事態宣言が全て解除された場合であっても、令和3年5月31日までの間に実施される免許試験については、上記取り扱いを継続します。

おって、発熱や咳などの症状が見られる場合等の対応については、HP 上の「受験者の皆様へ【**重要なお知らせ**】新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための対応について」を受験前に必ずお読みください。